

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 上崎 勝規

市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)	
地域名 (地域内農業集落名)	塔下 (塔下)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、一部畜産農家を中心とした専業農家もあるものの、従来より水稻および玉ねぎ等の露地野菜による小規模な兼業農家が多く、小規模が故に採算性が低く、後継者が生まれにくい点が課題である。加えて、山間地域で急傾斜地が多く、畦畔管理や水管理にもコストが掛かり採算を悪化させている。また昨今、獣害被害が日常化し、労働人口の減少による畦畔部の荒廃が、一層進んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては、将来後継者がいなくなる農地から、集落営農組織や大規模志向の専業農業者による耕作に変更し、規模拡大による採算性の改善(機械の共同化、大型化と稼働率の向上)を進めるべく、活動を開始したところである。
また露地野菜(玉ねぎ、ブロッコリー等)の作付けノウハウを習得しつつ耕作面積を増やし、収益の拡大にも取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	46.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	45.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

塔下地区

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内農地については、原則、集落営農組織が優先的に借受け、効率的な農業経営ができるよう努める。 空き農地は極力、隣接で耕作する者が借受けることができるよう配慮する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
法改正に伴い、利用権設定の期間満了となった農地から農地中間管理機構へ農地を預けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の殆どは基盤整備済か整備中である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域に多数存在する兼業農家の採算性の改善に資するため、機械の共同購入化や共同利用化を進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ、予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①侵入防止柵や檻の設置状況などの共有を図るなど集落ぐるみで取り組みを進めるとともに、新たな捕獲人材の育成に取り組む。

②⑨鶏糞堆肥を活用して減堆肥の取組みや有機農業、耕畜連携の取り組みを推進する。

③基盤整備が完了すれば、スマート農業に取り組みたいと考えているため、事前にスマート農業関係の調査を進める。

⑦中山間地域等直接制度や多面的機能支払制度を活用して、地域ぐるみで農地等の保全管理を進める。

⑧集落営農組合で機械導入の検討に併せて倉庫などの農業用施設も検討する。

⑨鶏糞堆肥を活用して減堆肥の取組みを進める。